

素案への意見とその対応（庁内からの意見及び事務局訂正）

1

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
2	<p>第1編 第1章</p> <p>1 市の責務、位置づけ</p> <p>(2) 市国民保護計画の位置づけ</p> <p>市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定より、<u>県国民保護計画に基づき市国民保護計画を作成する。</u></p>	<p>位置付けとは、あくまでも上位計画もしくは市の計画の中でどのような位置にいるかを述べるべき。</p> <p>(案)</p> <p>本計画は、国民保護法35条の規定に(脱字)より、<u>千葉県国民保護計画に基づくものとする</u></p> <p>(市長公室)</p>	<p>市国民保護計画は、国民保護法第35条の規定により、<u>県国民保護計画に基づくものとする。</u></p>	<p>「位置づけ」の表記に沿った記述内容に訂正しました。</p>
3	<p>第1編 第1章</p> <p>4. 船橋市地域防災計画等との関連</p> <p>(1) 船橋市地域防災計画との関連</p> <p>なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急事態に対し、その態様に応じ、また大規模事故であるとの判断のもと「<u>船橋市地域防災計画</u>」に基づく対処がなされる場合も想定される。</p>	<p>当初の原因不明の場合、大規模事故と判断される場合は本計画での対処が出来ないならば、「地域防災計画」に基づいて対処する旨を明確にすべきではないか</p> <p>(案)</p> <p>なお、国による事態認定が行われる前の初動段階で原因不明の緊急事態に対しは、その態様に応じ、大規模事故であると判断し、「<u>船橋市地域防災計画</u>」に基づき対処の上、原因が究明された段階で本計画に切り替えるものとする。</p> <p>(市長公室)</p>	<p>なお、国による事態認定が行われる前の初動段階で原因不明の緊急事態に対しは、その態様に応じ、大規模事故であると判断し、「<u>船橋市地域防災計画</u>」に基づき対処の上、<u>原因が究明された段階で本計画に切り替えるものとする。</u></p>	<p>原因不明のときの初動については、「地域防災計画」に基づく対処とすることを明確にしました。</p>
5	第1編 第2章	語法に誤りがある。		語法誤りのため訂

素案への意見とその対応（庁内からの意見及び事務局訂正） 2

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
	2 国民の権利利益の迅速な救済 ・・・保管する等 <u>配慮を払う</u> 。	・・・ <u>配慮する</u> 。 (市長公室)	・・・保管する等 <u>配慮する</u> 。	正しました。
18 19 20	第2編 第1章 第1 組織及び体制の整備 1市における組織・体制の整備等 【市の各部における主な平素の業務】 (表中) 市長公室 ・特殊標章等の交付体制の整備 総務部 道路部	「主な平素の業務」では一般的な業務を連想する。 (案) 【市の各部における主な平素の準備業務】 特殊標章等とは何なのか記述がない。 「 」等で小さく解説すべき。 (市長公室) 「公文書の保管に関すること」を盛り込むべき (市長公室) 「交通規制時の対応に関すること」を盛り込むべき (市長公室)	【市の各部における主な平素の準備業務】 ・特殊標章等(111ページを参照)の交付の整備 ・公文書の保管に関すること ・避難経路や物資輸送路の調整に関すること	平素の業務を明確にするため訂正しました。 特殊標章等は後述されているので、参照ページを追加しました。 指摘のとおり追加しました。 避難経路等の調整が必要であること

素案への意見とその対応（庁内からの意見及び事務局訂正） 3

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
	<p>以下の部における「その他の整備に関すること」の記述。 財政部、経済部、都市計画部、都市整備部、道路部、下水道部、建築部、（教）管理部、（教）学校教育部、（教）生涯学習部、消防局</p>	<p>同じ業務を指しているのに、各部署の記述が異なっている。 （事務局）</p>	<p>「・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関すること」</p>	<p>から、追加記述しました。 「その他の整備に関すること」の記述を統一しました。</p>
20	<p>第2編 第1章 第1 組織及び体制 （2）市職員の参集基準等 市の体制及び職員の参集基準等 市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。</p>	<p>「下記」と表現されているが「以下」と記述すべきではないか。また、小見出しと表や図が同じところがないので分かりにくい。 （市長公室）</p>	<p>市の体制及び職員の参集基準等 市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、<u>以下</u>の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。</p>	<p>「以下」へ表現を訂正し、「体制判断の表」を「市の体制及び職員の参集基準等」と関連付けるため、の記述の下へ移動しました。</p>
21	<p>第2編 第1章 第1 組織及び体制</p>	<p>秘書課長は、特別職、市長公室長と常に動きが同じであり、連携を密に</p>		<p>秘書課長は特別職との連携を密にす</p>

素案への意見とその対応（庁内からの意見及び事務局訂正） 4

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
<p>(関連) 4 6 4 7 2 1</p>	<p>【初動体制判断と職員参集判断の基準】(表中) 事態関係課長(防災課長、広報課長、職員課長、管財課長、消防局総務課長並びに警防課長)で協議し、執行手順により情報収集等に当たる職員の配備体制を定める。 (表中) (事態認定後)情報連絡室 職員参集基準 事態関係課長(防災課長、広報課長、職員課長、管財課長、消防局総務課長並びに警防課長)で協議し、執行手順により情報収集等に当たる職員の配備体制を定める。</p>	<p>するためにも事態関係課長に含めても良いのではないかと。(市長公室) 消防局総務課長は、消防計画上、警防本部設置時には連絡補給班に位置づけられている。消防局総務課長は削除をお願いしたい。(消防局) (事態認定前)市及び近隣市において事態確認があったとき事態関係部長等が参集しているのに、(事態認定後)遠隔地において事態認定があったにもかかわらずに事態関係課長会議があるのは、危機管理の欠如である。事態認定後の関係課長会議欄の削除をお願いしたい。 (消防局)</p>	<p>【初動体制判断と職員参集判断の基準】(表中) 事態関係課長(防災課長、<u>秘書課長</u>、広報課長、職員課長、管財課長、警防課長)で協議し、執行手順により情報収集等に当たる職員の配備体制を定める。 (表中) (事態認定後)情報連絡室 職員参集基準 事態関係課長(防災課長、秘書課長、広報課長、職員課長、管財課長、警防課長)で協議し、執行手順により情報収集等に当たる職員の配備体制を定める。<u>なお、事案の発生場所、規模、状況、今後の事態の推移など総合的に判断し、配備体制を強化することもある。</u></p>	<p>ため追加しました。また、消防活動体制について、警防課長が統括することから、消防局総務課長を削除しました。 事案の発生場所や規模、状況等から、配備体制を強化することから、職員参集基準を訂正しました。</p>
<p>2 2</p>	<p>第2編 第1章 第1 組織及び体制</p>	<p>参集した職員の責任の序列を定めていると思われるが、最後の「参集手</p>		<p>代替職員となるべき者を明確な標記</p>

素案への意見とその対応（庁内からの意見及び事務局訂正）

5

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
	<p>幹部職員等の参集が困難な場合の対応</p> <p>市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、<u>あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。</u></p> <p>なお、市国民保護対策本部長、市国民保護対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとし、市国民保護対策本部員の代替職員については、各部であらかじめ順位を定めるものとする。</p>	<p>段を確保する」は、手段の手法を述べているため、明確な標記にすべき。</p> <p>（案）</p> <p>参集が困難な場合は、次席の職にあたるものが計画上の職務に就くものとする。</p> <p>（市長公室）</p> <p>市国民保護対策本部長、市国民保護対策副本部長の代替職員の順位については、21頁の事態関係部長との整合性をとり第9位まで規定した方が良いのではないかと。</p> <p>（消防局）</p>	<p>幹部職員等の参集が困難な場合の対応</p> <p>市国民保護対策本部員など幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合は、<u>次席の職にあたる者がその職務に就くものとする。</u> 市国民保護対策本部長、市国民保護対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。<u>なお、以下の順位によっても代替職員となるべき者がいない場合は、参集した本部員の合議のもと定めるものとする。</u></p>	<p>に訂正しました。</p> <p>また、本部長等の代替職員については、第5位まで規定しておくものとし、この順位によっても代替職員がない場合について追加記述しました。</p>
22 他	<p>「助役」の記載</p>	<p>地方自治法の改正に伴い、平成19年4月より助役は副市長に変更となります。助役の計画上での記載及び位置付け等について、適切な対応をお願いします。</p>	<p>助役制度の見直しについて</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が、平成18年6月7日に公布され、助役制度が見直しされます。この見直し</p>	<p>地方自治法の一部を改正する法律が公布され、平成19年4月1日から「助役」が「副市</p>

素案への意見とその対応（庁内からの意見及び事務局訂正） 6

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
		(総務部)	により、市に副市長を置くことになったことから、計画（素案、原案を含む）で「助役」と表記されている箇所につきましては、平成19年4月1日以降に印刷される計画書では、「副市長」という表記となります。	長」となることから22ページに「助役制度の見直しについて」を追加記述しました。
29 33	第2編 第1章 第1組織及び体制の整備 (3)安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 安否情報収集のための体制整備 また、安否情報の取扱いにあたっては、 <u>個人情報保護法及び船橋市個人情報保護条例</u> の規定に留意するものとする。	市の保有する個人情報の取扱いについては、個人情報保護条例が摘要されるため。個人情報保護法の記述は いない。 (総務部)	個人情報保護条例のみに改める。 29P また、安否情報の取扱いにあたっては、 <u>船橋市個人情報保護条例</u> の規定に留意するものとする。 33P また、被災情報の収集・報告にあたっては、 <u>船橋市個人情報保護条例</u> の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意するものとする。	指摘のとおり訂正しました。
41	第2編 第1章 第3物資及び資材の備蓄、整備 2市が管理する施設及び設備の整備点検 (2)ライフライン施設の機能の確保	誤記 (生涯学習部)	(2)ライフライン施設の機能の確保	誤記があったため訂正しました。

素案への意見とその対応（庁内からの意見及び事務局訂正） 7

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
	市は、市が管理する下水道施設 といったのライフライン～		市は、市が管理する下水道施設とい ったライフライン～	
42	第2編 第1章 第4 医療救護体制の整備 四角囲み内の記述 <u>救援や医療の実施の要請につい</u> <u>ては、県において実施すること</u> <u>となっているが、市は、救援を</u> <u>補助し、・・・</u>		四角囲み内の記述 <u>医療の提供など救援は、県において</u> <u>実施することになっているが、市は</u> <u>救援を補助し、・・・</u> （事務局）	救援について県と 市との関係を明確 にするため、救援 の内容の一部であ る医療の提供を具 体的に記述しまし た。
48	第2編 第2章 第1 事態認定前の対処 2 国民保護等警戒連絡室の設置 及び初動措置 (1) 国民保護等警戒連絡室の 設置 防災課長は市長公室長に、市 長公室長は助役（防災担任）に、 覚知事案について報告する。	連絡室の設置が助役であるための記 述だが、市長への連絡は当然あるべ き。 （市長公室）	防災課長は市長公室長に、市長公 室長は市長及び助役（防災担任）に、 覚知事案について報告する。	指摘のとおり訂正 しました。
50	第2編 第2章 第1 事態認定前の対処 【警戒連絡室設置までの流れ】 (図中)	班長の解説が無いとため、誰がどのよ うな任務でその職につくのか不明で ある。 （市長公室）	【警戒連絡室設置までの流れ】の図 を24ページから50ページへ移 動。	班について記載の ある「組織機構図」 (51ページ)と 関連させました。

素案への意見とその対応（庁内からの意見及び事務局訂正） 8

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
	各班長の表記			
51 62	第2編 第2章 第1及び第2 警戒連絡室及び市対策本部の組織構成図 (図中)の役職名の表記	誤記 市長公室部長 → 市長公室長 監査委員会事務局長 → 監査委員事務局長 固定資産評価員 → 非常勤の職であるため削除 (総務部)(市長公室)	市長公室部長 → 市長公室長 監査委員会事務局長 → 監査委員事務局長 固定資産評価員 → 削除	指摘のとおり訂正しました。
60 120	第2編 第2章 第2 市国民保護対策本部の設置等 第2編 第2章 第2 市緊急対処事態対策本部の設置等		第2 <u>事態認定後の対処</u> 第2 <u>事態認定後の対処</u> (事務局)	第1の見出しにおいて「事態認定前の対処」と記述されていることから、第2における見出しを第1と関連させるため訂正しました。
74	第3 3自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (1)・(本文の記述) (2)・(本文の記述)		第3 3自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (1) <u>自衛隊派遣要請の求め</u> (本文の記述)	内容を分かりやすくするため、小見出しを設けました。

素案への意見とその対応（庁内からの意見及び事務局訂正） 9

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
	(1)(2)のあとすぐに本文が記述されている。		(2) <u>自衛隊部隊等との連携</u> (本文の記述) (事務局)	
75	第3 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 (1)・・(本文の記述) (2)・・(本文の記述) (1)(2)のあとすぐに本文が記述されている。		第3 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 (1) <u>指定行政機関等職員の派遣要請</u> (本文の記述) (2) <u>県等への要請</u> (本文の記述) (事務局)	内容を分かりやすくするため、小見出しを設けました。
86	第2編 第2章 第4 警報及び避難の指示等 (3) 避難住民の誘導 動物の保護等に関する配慮	環境省の国民保護計画の見出しと整合性を図るため見出しを「家庭動物等の保護等に関する配慮」へ改める。 (保健所)	家庭動物等の保護等に関する配慮	指摘のとおり訂正しました。
90	第2編 第2章 第5 救援 (1) 救援の実施 市長は、知事を通じ国の対策本部長より救援の指示を受けた		(1) 救援の実施 市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったとき	下線部については、市の救援の内容に該当しないので削除しました。

素案への意見とその対応（庁内からの意見及び事務局訂正） 10

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
	<p><u>ときは、救援を必要としている避難住民等に対し、救援を行う。</u></p> <p><u>ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。</u></p> <p>また、市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。</p>	/	<p>は、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。</p> <p style="text-align: right;">（事務局）</p>	
102	<p>第2編 第2章 第7 武力攻撃災害への対処 2 応急措置等 （4）消防に関する措置等 安全の確保</p> <p>オ 消防局長は、特に現場で活動する消防職団員に対し、必ず特殊標章等を<u>交付し着用させるものとする。</u></p>	<p>全段に市職員に対する特殊標章の着用があるので削除をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">（消防局）</p>	<p>安全の確保</p> <p>消防局長は、特に現場で活動する消防職団員に対し、必ず特殊標章等を着用させるものとする。</p>	<p>消防局長の消防団員への安全確保に関する記述であるので削除しませんでした。ただ、消防団員への特殊標章等の交付については市長が行うこととなっているこ</p>

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
				とから訂正しました。
103	<p>第2編 第2章 第7 武力攻撃災害への対処 3 生活関連等施設における災害への対処等 (1) 生活関連等施設の安全確保</p> <p><u>消防機関による支援</u> <u>消防機関</u>は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。</p>	<p>消防の事務分掌以外の規定を再掲する必要はないので削除をお願いします。 (消防局)</p>	<p><u>警察署、消防機関等による支援</u> <u>警察署、消防機関等</u>は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。</p>	<p>国における基本指針において、消防機関等への生活関連等施設からの支援の求めについて記述されていることから削除はしませんでした。ただ、助言の求めがあった場合の対応は、警察署、消防機関その他の行政機関が指導等を行うこととなっていることから記述を訂正しました。</p>
121	第3編 第2章	消防の役割		誤記を訂正しました。
123	第3 関係機関相互の連携と主な	「防染」ではなく「除染」		
124	役割 (表中)他	(消防局) 消防機関以外における役割も同様に	(表中)	

素案への意見とその対応（庁内からの意見及び事務局訂正） 12

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
	「 <u>防染</u> 」の記載	「防染」を「除染」に訂正 (事務局)	「 <u>除染</u> 」	